

第2章 文理学部時代

第1節 文理学部の発足

昭和23(1948)年、富山大学の構想は、ようやくまとめられ、大学設置委員会へ提出された。その申請時、文理学部は、人文科学科(哲学、古典文学、西洋文学等)、社会科学科(法学、経済学、社会学、史学等)、自然科学科(数学、物理学、化学、生物学、地理学)から構成されることになっていた。この構成となったのは、旧制富山高等学校を母胎とし、そこに、経済学部としての復活を棚上げにせざるをえなかった旧高岡高商の伝統を受け継ぐ形となったからである。

新制大学は、戦前の旧制大学の専門偏重教育の弊害の反省の上になら、一般教育を新制大学の教育の核として、教養教育を重視する高等教育政策がとられた。その教養教育の担当部局とされたのが文理学部だった。

だが、問題は、ほぼ旧制富山高等学校そのままの体制で、専門教育の上に、旧富山師範、旧富山工専、旧富山薬専の学生の一般教育も担当しなければならなくなったことであつた。まず物理的に施設、教官数が著しく不足することが明らかだった。

そこで申請時は、一般教育の期間を1年に短縮、単位をできるだけ軽減するとの構想を立てた。だが、昭和23(1948)年11月、富山に帰郷した大学設置委員会委員は、一般教育を軽視してはならないとの強い示唆を与え、結局、新制大学設置のガイドラインに従って1年半、53単位となったが、その後も1年短縮案はくすぶっていた。また大学設置委員会は新制大学設置に先立って、人文、社会、自然の諸学科に関しては、一般教育も文理学部が担当すべきだとし、教育学部と類似する講座や講義に関しては重複を回避するよう指導していた。そして、文部省は、文理学部の重点を一般教育に置くとして、文理学部の専門教育の側面は、できるだけ削減の政策をとつ

た。その余波で、内定していた英文学と生物学の専攻科の設置は認められなかった。

昭和24(1949)年5月31日公布の法律第150号国立学校設置法をもって富山大学が設置され、同日付をもって富山高等学校長であつた清水虎雄が文理学部長に就任した。文理学部は、文学科、経済学科、理学科の専門教育とともに全学の一般教育を担当することと定められた。富山高等学校在職教官は、大学設置委員会の資格審査を受け、それぞれの資格によって、昭和24、25の両年度にわたって、富山大学の教官として発令され、文理学部の所属となった。

昭和24(1949)年7月、文理学部の講堂において富山大学第1回入学式が挙行され、636名が入学した。各学部の入学生は、文理学部において1年半の一般教育を受け、人文科学、社会科学、自然科学の3系列の一般教育科目と、外国語・保健体育の2科目を履修し、所定の単位を取得した上で、それぞれの学部において専門教育を修めると定められた。

学部が法令上発足したといつても、一般教育、専門教育、教官、講座、事務、各規則の整備など残された課題は山積していた。

第2節 学科、学科目・講座、専攻の編成

教官数は、発足時、文学科19名、経済学科4名、理学科12名計35名、昭和27年度までに文学科2名、経済学科7名、理学科9名の計18名が加わり、総計53名の態勢となった。

文理学部は大学設置法に基づき、旧帝国大学にならなかつた講座制ではなく、つぎのような学科目制からなつていた。

文学科：哲学、史学、国文学、英文学、ドイツ文学
 経済学科：経済学、法学、社会学
 理学科：数学、物理学、化学、生物学、地学地理学

だが、研究教育の実際から見て、名目上、講座制に準じて編成された。教官定員が少ないので、講座の数を少なくして、講座内容に膨らみをもたせるため第1、第2といった、ナンバー制をとった。この講座制は、研究分野別の教官の所属体制であった。昭和28(1953)年、経済学科が分離独立するまでは、以下の態勢であった。

文学科：哲学第1・第2講座、史学第1・第2・第3講座、古典文学第1・第2講座、西洋文学第1・第2・第3・第4講座

経済学科：経済学第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第8・第9講座
法学第1・第2講座、社会学講座

理学科：数学第1・第2講座、物理学第1・第2講座、化学第1・第2講座、生物学第1第2第3講座、地学地理学講座

* 昭和27年度より、物理学と化学は、物理学第1・第2・第3講座、化学第1・第2・第3講座となった。

なお以下、文学科を中心に述べていくが、経済学科、理学科については、経済学部、理学部の部局編を参照していただきたい。

文学科の講座の内容は、哲学第1・第2が哲学、史学第1が国史、第2が西洋史、第3が東洋史、古典文学第1が国語学国文学、同第2が中国文学中国思想、西洋文学第1がイギリス・ドイツ・フランス・ギリシア・ラテンなど西洋文学一般、同第2が英語学、同第3が英文学、同第4がドイツ文学だった。

なお、このような学内措置の講座制が解消されることになったのは、昭和38(1963)年4月1日、文部省が学科目制をとる大学について、その講座を省令(「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」)によって認める措置を講じてからだった。この省令を受けて、文理学部では、昭和38(1963)年9月から検討を開始、12月に確定、文学科では講座の名称をそれまでのナンバー制から、哲学講座・哲学史講座、国史学講座・東洋史学講座・西洋史学講座、国語学講座・国文学講座、英語学講座・英文学講座、ドイツ語講座・ドイツ文学講座と改めた。富山大学の学則改正は、昭和39(1964)年10月23日付で行われた。

発足時の教官の講座編成に対応して、教育組織として、文学科には、哲学、史学、古典文学、西洋文学の専攻科目が、さらにその専攻科目内に、それぞれ哲学、日本史・東洋史・西洋史、国文漢文、英語英文学・ドイツ文学・西洋一般が設けられており、学生は専門移行後、いずれかに属してその専門分野を専攻した。学生募集は、専攻別ではなく、文学科として実施された(文理学部としては、文学、経済、理学の3学科別で実施)。

一般教育課程から、専門課程に移行するに際しては、昭和27年度からは、夏休み前に予備調査、オリエンテーションを行い、9月に選考の上、決定していた。各専攻の定員は定められていなかったため、その可否は専攻の授業を担当している各講座の判断にまかされていた。

各学科の学年による学生定員は、文学科40名、経済学科100名(実際は120名)、理学科60名であった。

文理学部発足時の文学科教官は、島崎藤一教授(哲学)、高瀬重雄教授、坂井誠一助教授、梅原隆章講師(以上日本史)、岡本基教授(西洋史)、大島文雄教授、村上広之助教授(以上国文学)、下斗米最教授、毛利勉助教授(以上中国文学)、吉川美夫教授、守屋獅郎助教授、須沼吉太郎助教授、佐伯彰一助教授、吉田三雄助教授(以上英語学)、平岡伴一助教授(ドイツ語学)、結城謙治教授、黒石源太郎教授、岡崎初雄助教授、余川文彦講師(以上ドイツ文学)だった。その後、富山大学の他学部より、館熙道助教授、柿岡時正助教授、杉本新平講師、六浦教乗講師(以上哲学)、中塩清之助助教授(国文学)を迎えた。また、学部完成年度である昭和27年度までに、坂上泰助教授(ドイツ文学)、佐口透助教授(東洋史)を迎え、文学科の教官体制は整った。

だが文理学部の教官は、いずれも専門教育の講義のほか、一般教育の講義も担当したので、教官定員の不足は著しく、このため講座編成に無理があり、研究、教育上の不便も大きかった。また文理学部の校舎は、旧富山高等学校の校舎を用いたので、研究室と教室が不足し、研究上の図書と設備も貧弱であった。発足当初の文理学部は、このような困難な状態におかれていた。

なお、その後の講座、教官の変遷は、人文学部の各コース編を参照していただきたい。

昭和38年12月11日教授会資料

(昭和38年12月10日 富山大学文理学部)

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する指令(假称)の制定について(照会)

(昭和38年11月26日付 文部省大学学術局長から学

長宛の公文書(抜粋))

このたび貴学における学科課程及び講座、学科目について別添案のとおり省令原案がまとまりましたのでお知らせします。

なお、省令規定事項ではありませんが、事務処

文 学 科													(課程)	表1				
計	ドイツ文学	ドイツ語学	英文学	英語学	国文学	国語学	西洋史学	東洋史学	国史学	哲学史	哲学	授業科目	教授	教員組織	授業科目			
	ドイツ文学特講義	ドイツ語学特講義	英米文学史	英語音声学	英語彙文論法	漢国文学特講義	国文学特講義	国語学特講義	西洋史特講義	東洋史特講義	古日本史学	国史特講義	西洋哲学史			哲学特講義	授業科目	
九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			教授	授業科目	
二五	二	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			助教授	授業科目	
五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			講師	授業科目	
二九	四	三	四	三	三	二	二	—	三	二	二	—	—	助手	授業科目			
理 学 科													(課程)	一九六三・三十一 教授会資料				
計	地植物形態学	植物生理及生態学	動物生理学	動物形態学	動物系統学	分析化学	無機化学	有機化学	生物化学	物理化学	物質構造学	量子物理学	固体物理学		応用解析学	幾何学	代数学	
	植物形態学	植物生理及生態学	動物生理学	動物形態学	動物系統学	分析化学	無機化学	有機化学	生物化学	物理化学	物質構造学	量子物理学	固体物理学		応用解析学	幾何学	代数学	
二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	教授
二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	助教授
五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	講師	
六六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	助手	
五八	二九	三	二	二	二	三	三	二	三	二	三	三	三	—	—	—	計	

社会科学系				人文科学系							系列区分	一般教育等				
社会学	地理学	政治学	統計学	経済学	法学	美術	音楽学	文学	歴史学	心理学	倫理学		哲学	(学科目) 講座		
社会学	地理学	政治学	統計学	経済学	法学	美術	音楽学	文学	西洋史	東洋史	日本史	心理学	倫理学	哲学	授業科目	
															教授	教員組織
															助教授	
															講師	
															助手	
															計	
一般教育等合計	保健体育科目		外国語科目				自然科学系									
	保健体育	ラテン語	フランス語	ドイツ語	英語	地学	生物学	化学	物理学	数学	数学	物理学	数学			
	(実技) 体育	(講義) 保健体育	ラテン語	フランス語	ドイツ語	英語	地学	生物学	化学	物理学	数学	物理学	数学			
38																
32																

表2

計学・政治学・地理学・社会学・数学・物理学・化学・生物学・英語・ドイツ語・フランス語・ラテン語・保健体育

参考資料

(昭和38年3月31日付 法律69号 国立学校設置法の一部を改正する法律)

抜粋

(学科及び課程)

第6条の2 国立大学の学部に、文部省令で定めるところにより、学科又は課程を置く。

(講座等)

第7条 国立大学の学部又は学科に講座又は学科目を、国立大学の教養部に学科目を、国立大学の大学設置の研究所に研究部門をそれぞれ置く。

第7条の2 前項の講座、学科目及び研究部門の種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

参考資料

	本学で通常実施している授業科目	本学一般教育課程規程に掲載してある授業科目	本学学則別表に掲載してある授業科目
人文科学の系列	哲学 倫理学 歴史 文芸学 音楽学	同	左 哲学 倫理学 宗教学 歴史学 文芸学 音楽学
社会科学の系列	法経社政人統 文 済会治地計 理	同	左 同
自然科学の系列	数物化生地 理物 学学学学学	同	左 数物化生地 理物 学学学学学 統生活科 学学学学学
外国語科目	英ド フ ラ テ	同	左 同
保健体育科目	講実	同	左 同

理上必要がありますので、別添案に示す講座、学科目について定員表を大学課へ送付されたい。おって貴学において別添案についてなお意見があれば関係部分を理由書を付して12月15日まで大学課へ送付されたい。

別添

(一般教育等)

哲学・歴史学・文学・心理学・法学・経済学・統

第3節 教授会運営

昭和24(1949)年新制大学発足にあたり、教授会の構成員の問題があった。文部省は、助教授講師は正員ではないとの見解であり、富山大学規則も教授と規定することになった。これに対し、文理学部では、当初から助教授講師を含む運営を合意、まだ正式には発足していなかった昭和24(1949)年5月4日の「富山高校教官会議」において、助教授講師は常時参加を満場一致で可決していた。校長は必要な時だけ参加、しかも校長には表決権はない、とも議決していた。

だが、この間、富山大学でも学則等の整備が進み、教授会は教授のみが正員という体制が確立されていき、文理学部に対しても教授のみでの審議との規定を望む要請が行われていた。これに対しても文理学部では、教官同士、対等の立場で自由に十分議論、検討する運営が望ましいとの合意を再確認、12月14日、学部教授会を学部協議会と改称して、別に教授会を設置する形をとった。人事に関しても、人事に関する規定を広く解釈し、協議会で討議して教授会にかける手続きを踏むことになった。

学部運営は、教室会議、講座主任会議、学科会議、協議会、教授会という体制のもとで行われた。

文理学部協議会規程

第一條 学則第四十四條に基き文理学部に文理学部協議会(以下本会と稱する)を置く

第二條 本会は左の事項を審議する

- 一、 學科課程に関する事項
- 二、 學生の成績並びに懲戒に関する事項
- 三、 學長の諮問した事項
- 四、 學部に於ける教官の人事に関する事項
- 五、 學部の經營に関する重要な事項
- 六、 教官の研究に関する事項
- 七、 其の他必要な事項

右の内四號に関する事項は教授のみを以て構成する會議に於て審議する

第三條 本会は次の職員で組織する

- 一、 學部長
- 二、 教授
- 三、 助教授
- 四、 講師

(専任)

前項の職員には現に本學に所属する者にして採用予定の者を含む

第四條 本会は學部長が之を召集しその議長となる

學部長は構成員の五分の一以上の要求があった時は本会を召集しなければならない

第五條 本会は構成員の過半数の出席に依って成立する

議事は出席者の過半数を以て決する

可否同数の時は議長之を決する

第六條 必要ある場合は構成員以外の職員を本会に出席させる事が出来る

附 則

第七條 本規程は昭和二十四年七月十五日より施行する

第八條 當分の間毎月第二、第四水曜日を本会定例日とする

文理学部教授会規程 富山大學文理学部
富山大學教授会通則に基き學部教授会規程を左の通り定める

(以下學部教授会を本会と稱する)

第一條 本会の構成員を左の通りとする

學部長、教授、助教授、講師(専任)

(但し採用予定者のうち現に本學に所属する者を含む)

第二條 本会は學部長之を召集しその議長となる

學部長は構成員の五分の一以上の要求があった時は本会を召集しなければならない

第三條 本会の成立は構成員の過半数を必要とする

議決は出席者の過半数に依る

可否同数の時は議長之を決する

第四條 本会は左の事項を審議する

- 一、 學科課程に関する事項
- 二、 學生の成績並びに懲戒に関する事項
- 三、 學長の諮問した事項
- 四、 學部に於ける教官の人事に関する事項
- 五、 學部の經營に関する重要な事項
- 六、 教官の研究に関する事項
- 七、 其の他必要な事項

第 部 部局編

右の内四號に關する事項は教授のみを以て構成する會議に於て審議する

第五條 必要ある場合は構成員以外の學部職員を本會に出席させる事が出来る

附 則

第六條 本規程は昭和二十四年十一月三十日より實施する

第七條 當分の間毎月第二、第四水曜日を本會定例日とする

この決定後、昭和25(1950)年1月24日、學長が學部協議會において、以下のような再考を促す要請を行ったが、文理学部は、合意を変更しなかつた。

- ・大學は組織上講座が基礎になっている、予算その他の基礎、教授が責任をもってゆくもの、従つて大學管理法ができて教授會は旧制大學における形を準用してゆくことになる。
- ・教授會の任務、教官人事の選考、學部長の選挙(教授の互選)講座担当の教官中、欠けた場合は教授會で選考委員を選挙して教官推薦の人にあたる。
- ・大學の學部長と高專校における校長は違つている点を十分知つて學部規程を作らねばならない。

・教官會議においては各教官同等の立場で自由に十分に討論され大學運営がよりよくなつてゆく様にされねばならない。

しかしその後、富山大學規則が整備、確立され、上位法としての人事院規則、大學管理法案との関連上、昭和27(1952)年1月30日、協議會と教授會が一本化された。

だが、このように文理学部の構成員による議論、審議を學部自治の根本とする体制にも関わらず、教授會の出席率は、必ずしもよいとはいへなかつた。そこで、昭和28(1953)年11月には、出席状況の不良に關し是正の要望が行われ、欠席者は、速やかに議事録の確認を行うことが義務づけられた。また併せて、従来議決事項および付帶事項について疑義、誤解等があり、運営上、支障を來したことがあつた、と教授會の席上で、前回の議事録の確認を行うようにもなつた。

なお、文理学部からの全學の各種委員に選出については文學科、理学科のバランスがはかられていて、評議員も、その配慮がなされていたが、昭和30(1955)年5月からは明確に、文學科、理学科、各1名ずつ連記と規定した。

ここで、発足當時の勤務態勢について、簡単に紹介しておく。教員は、1週間の授業時間はもちろん、

表3 勤務研修計画表

学部長 認 印		勤 務 研 修 計 画 表										昭和 年 月		
区 分	曜 日	部 内 勤 務				其 他 の 勤 務				校 外 研 修				勤務及び研修内容
		講 義	時 数	研 修	時 数	学 内	時 数	学 外	時 数	自 宅	時 数	学 会 其 他 研 修 機 関	時 数	
月		自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	
火		自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	
水		自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	
木		自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	
金		自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	
土		自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	
日		自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	自 時	至 時	
計														
		部内勤務		時 間										職名及び氏名 印
		其他の勤務		時 間										
		校外研修		時 間										
		合 計		時 間										

それ以外の勤務体制も、規定に従って申告することが必要であった。学外研修については、簡素化されており、逐次内容を記載するのではなく、1年の研修テーマを届ける形であった。

また、昭和26(1951)年6月、教官夏季休暇中の出勤については、「教官各自の良心に従い」、画一的勤務を要求しない、との確認が行われている。

昭和27(1952)年10月には、従来の勤務報告書の制度を廃止、計画表を提出することに改められた。

昭和29(1954)年4月には、学部長より勤務報告に関係して、教官の登校日に関し要請された。勤務報告は、講座主任がとりまとめ、出張申告も講座の中で充分相談の上で、申告するとした。この要請の趣旨は、学生のいろいろな相談に乗るために、研究室には最小限の範囲でできるだけ一人在室して欲しいということだった。

第4節 一般教育担当学部として

1 教育の理念と実施体制

新制大学の特徴は一般教育の重視に置かれたが、つぎの資料は、当時、目指された理念がよく示されている。

一般教育の目的について

一般教育は専門教育と並んで新制大学における必須の要素である。旧制の大学においてもその使命は學術の蘊奥をきわめ人格を陶冶するにあるとされていたのであるが、実際は専門の學術研究の一面が偏重され、いわゆる一般教育の部面が閑却されていた。しかるに終戦を転機として、わが国は自由な民主的社會の確立と平和的文化的國家の建設を理想とし、かかる理想の担い手として、専門的知識技能のみならず多方面の事柄に対して、豊かな理解と正しい判断をなし得るような教養を備えた人物を要求するに至った。新制大学が一般教育を重視するのは実にかような國家的社會的要請に基づくのである。(中略)

そもそも新制大学は人間的教養に富む良き社會人であって、同時に優秀な専門家乃至職業人であるような人間育成を目指すものである限り、一般

的教養と専門的知識技能とは渾然融合したものでなければならない。これによって専門教育において養われるすぐれた研究者や技術者に広い視野を与え、自己の専門分野を全体との関係において正しく把握し、その専門的知識技能を有効適切に活用し社會の進歩に貢献し得る素養が与えられなければならない。即ち新制大学の教育は専門教育と一般教育とが有機的に関連し、結合することによって、初めてその目的を完遂することができる。

学生は一般教育課程の履修に当って、かくの如き一般教育の目的乃至は性格を考え、適切な科目の選択を行い、これを確実に履修し豊富な人間的教養を体得することに努むべきである。徒らに安きについて、新制大学の特質たる一般教育の趣旨を没却するようなことがあってはならない。

(後略)

これは『富山大学学生便覧一般教育履修の手引(昭和30年度版)』に「一般教育の目的」として記載されたものだった。「履修の手引」は昭和29年度版から作成されたが、各学部の一般教育に対する見解には相当な開きがあったので、「再確認」の観点からその冒頭に記載したものであった。なお「履修の手引」は、この目的の他に、大学における学科課程の紹介、科目の種類の説明、学士号取得のための単位の基準、単位の定義等、一般教育科目の講義内容が記載されていた。

文理学部は、こういった理念とともに、全学部入学生の1年半の「一般教育及び厚生補導」を担当する部局として位置付けられた。したがって、他学部生も一般教育課程所属の間は、学生の処分、再入学なども含めて、文理学部が責任をもつことになった。学生当たりの積算校費も、その間は、文理学部に配分された。

昭和24(1949)年8月、一般教育の実施体制として、文理学部内に一般教育科を設け、学生の教育に関する直接の責任は文理学部長がこれを負うという規定を含む「一般教育科規定」が定められた。そして併せて文理学部長を委員長とする一般教育委員会が設置され、一般教育課程の期間に関する事項、一般教育科目の設置および廃止に関する事項、一般教育科目の単位および授業時数に関する事項、一般教育科目の履修方法に関する事項、一般教

育課程と専門課程との関連に関する事項、その他一般教育に関する重要な事項が審議された。

実際の運営は、文理学部の教室、学科、教授会の議を経て提出された原案が一般教育委員会で審議、決定される形態がとられた。学則上は、一般教育委員会と文理学部とは、別の組織であり、委員会の方が学部教授会より上位の審議機関であったが、通例は、文理学部の意向が尊重された。

一般教育委員会の構成は、文理学部4名、教育学部2名、薬学部1名、工学部1名、計8名だったが、昭和28(1953)年経済学部設置以降は、文理学部4名、経済学部2名、教育学部2名、薬学部1名、工学部1名、計10名となった。文理学部内では、文学科2名、経済学科1名、理学科1名の割合で選び、経済学科独立以後は、文学科1名、理学科1名、語学から2名を選ぶという「含み」となった。なお経済学部独立の際における一般教育の責任、教官組織、学生の管理等については、昭和28(1953)年3月、「文理学部に一般教育課程をおき、人文科学、自然科学、外国語の各系列の学科目は文理学部において担当し、社会科学系列の学科目は経済学部において担当する。なお一般教育課程中の学生の管理に関しては文理学部が責任を負う」と確認された。

専門教育とともに、全学部の一般教育を担当するのであるから、負担は過重であったが、一般教育を担当するのが文理学部のアイデンティティであるとの考えも強かった。文理学部の将来構想としては、「文学部」、「理学部」の2学部独立が、昭和29年度には確立されていたが、それは新制大学の教育理念に最もマッチしているのが文理学部であるという自負でもあった。

他学部の学生定員増に対しては、外国語のクラス増、数学、物理実験、化学実験の実施等、一般教育担当学部としての立場から、一般教育の負担増、施設および教官増の予算措置が必要であるとの慎重な態度をとった。

2 カリキュラムの編成

当初、大学設置基準に規定された一般教育の期間：1年半、開設単位数：人文・社会・自然各12単位、語学12単位、体育3単位、計51単位を実施する

のは、文理学部の教員数を考えれば相当な困難を伴っていた。それが可能となっていたのは、各教員が過重に授業を負担したからであった。

各科目単位の内訳は、人文・社会・自然の一般教育科目36単位、外国語の内、英語6単位、ドイツ語6単位、計12単位必修、フランス語およびラテン語は随意選択科目としてフランス語4単位、ラテン語2単位とする、体育は講義2単位、実技2単位、ただし一般教育課程の期間の中で講義2単位、実技1単位を必修とするであった。

富山大学一般教育課程履修規程

- 一、一般教育課程は一年六箇月とし、之を三期に分つ。
- 二、一般教育課程に於ては次の通り一般教育科目其の他を履修する。
 - A. 一般教育科目
 - a. 人文科学の系列 哲学、倫理学、教育学、心理学、歴史学(国史、西洋史、東洋史)、文学(文学概論、文学作品鑑賞)、芸術(芸術、芸術)
 - b. 社会科学の系列 法学、経済学、社会学、歴史学(国史、西洋史、東洋史)、人文地理学
 - c. 自然科学の系列 数学、物理学、科学、生物学、地学、統計学、生活科学
 以上三系列にわたり、各系列三科目、十二単位、合計九科目三十六単位を必修とする。一科目は四単位を原則とするが、特に定められた場合は二単位以上を以て一科目と認めることがある。
 - B. 外国語

英語、独語、仏語、ラテン語

 英語六単位、独語 六単位合計十二単位を必修とする。
 仏語及びラテン語は随意選択科目とし、仏語四単位、ラテン語二単位とする。
 - C. 体育

講義二単位、実技二単位を修めねばならないが、一般教育課程の期間の中では講義二単位実技一単位を必修とする。
- 三、前記必修単位を超える単位は随意履修とする。

但し単位の認定を受けることが出来る。

四、一般教育科目及外国語につき、其の必修単位の認定を受けたものは、一般教育課程を履修したものとす。

五、将来医学部進学を志望するもの、教員免許状取得を希望するもの及び薬剤師国家試験受験を希望するものは、それぞれ別に必要科目について必要単位を履修することを要する。

六、授業時間と単位との関係は左記による。

A．講義については、一時間づゝ一週一回、一期間（十五週）の履修及び之に対応する相当数の準備を以て単位とする

B．実験、実習及び体育実技については、一時限の時限を延長し、或は期間を延長する。

七、履修科目は定められたクラス別により各担当教官に申告することを要する。

履修科目及クラスは中途変更することは出来ない。

八、各期末に於て試験を実施し合格した科目につき単位が認定される。

一部の単位が不合格の科目については、其の科目の総点数が合格点に達した場合は合格と看做される。但し科目により、此の原則によらないことがある。

九、科目の成績は試験、其の他の成績により学科担任が判定する。

成績表示は、優、良、可、不可の評語を以てし、可以上を合格、不可を不合格とする。

前記評語を百点法によって区分すれば次の通りである。

優一〇〇～八〇 良七九～六〇

可五九～五〇 不可四九点以下

十、期末試験に於て不合格となり、又は欠試した科目は、一般教育課程の終りに於て再試験又は追試験を行う。

再試験又は追試験の成績は、学科目の種類、欠試理由等により減点される事がある。

授業時間は、発足時の昭和24（1949）年12月からしばらくは1時限100分であったが、遅くとも昭和26年度から60分となり、文理学部の五福移転を機に、昭和37年度からは50分となった。

カリキュラムの編成上の問題は、1）系列によっては、各期の開講が不均衡となっていること、2）1、2期に集中して（特に自然科学）第3期にブランクがあり、バランスを欠いていること、3）語学力、数学物理等基礎学力低下への対応などがあつた。

1）については、昭和29年度から検討に着手されたが、他学部教官との調整があり、また非常勤講師の任用数も限定されていたこともあって、その実施は難しく、その解決には昭和42（1967）年の教養部設置をまたなければならなかつた。

2）については、1）に加えて、2年時の第3期の開講が少なく、3日間ほど授業の空白が生じていたことだつた。これへの対応策の一つとして、昭和27年度から専門教育基礎学科を教養課程におろす検討が行われ、各学科は、昭和28年度から第3期に以下のような専門基礎科目を実施することになった。

文学科：哲学史1、国文学史2、史学概論1、英語講読1、独語講読1、仏語2、言語学概論2（計10単位）

理学科：数学概論2、化学概論2、生物学概論1、生物学実験1、地学概論2（計8単位）

経済学科：簿記概論2、公法概論2、外書講義2（計6単位）

この専門基礎科目の履修希望者の選考は一般教育各科目の成績によって行われ、文学科、理学科各科目は概ね80名の1クラス、経済学科はあまり制限しないとし、取得科目は、一般教育科目の単位に充当しないこととされた。

3）の学力低下への対応は、カリキュラム編成上の最大の問題と云つてよかつた。また学生の間でも、語学の開講時間数が旧制高等学校時代よりも減つたことへの不満があり、その増加を求める声も加わつて、昭和28年度より、それまでの12単位履修から、英語8単位、ドイツ語8単位が必修とされた。翌昭和29年度からは、英語ドイツ語の講義前1時間は教室内における予習時間、数学物理学等演習を必要とする科目については講義の後1時間教室内における演習時間をとることとされ、この予習、復習が事実上の授業として小教室を使用して実施された。昭和31年度には、外国語を2時間1単位とすることが検討され、また翌年には、他の科目が60分授業に対

して外国語を1時間半とする提案がなされたが、教官の負担増の問題もあって、いずれも実現しなかった。理学科学生対象の数学に関しては、昭和32年度から1時間半で実施された。外国語増加についての検討は続けられ、昭和34年度後期から、英語、ドイツ語ともに第2期に1時間増加された。この実施に際して、その増加分は、従来の開講の内の一つの授業とあわせて1単位と認定することとされた。このような外国語の授業時間数の増加に関しては、その後も試行錯誤が続けられた。

昭和37(1962)年、文理学部の五福移転に際して、文理学部および一般教育が60分、休憩10分という授業時間に対し、教育、経済100分授業だったことで、時刻差、教室貸借、教官併任等の問題から調整が必要となった。もちろん3学部の授業実施時刻の統一が望ましかったが、文理学部は、従来の60分授業を50分に短縮し、休憩時間数は5分間という措置を講じて調整を行った。

五福移転後、従来よりは、開講授業科目の調整などの困難さは減ったが、文理学部は、一般教育授業実施に関する責任部局として、昭和42年度の教養部設置までカリキュラム編成の充実に向けてさらなる検討を重ねていった。教養部設置後も、文理学部の一般教育授業実施に関する資産は活用されることになる。

3 学生の指導

学生の指導とくに一般教育の学生の補導については、学部補導委員会(7名)を中心として、文理学部は多くの努力をばらして来た。一般教育の学生に補導上の問題が多いのは、教官と学生との接触が十分に行われないうところに一つの原因があると考え、この見地から、文理学部では昭和29(1954)年から助言教官の制度を設けた。助言教官は、文理学部の全教官がこれに当たるもので、一人当たり10数名の一般教育学生を受け持ち、単位の選択その他学科履修上の助言をすることに定められていた。これによって教官と学生の接触の機会をはかろうとするものであったが、利用状況は少なく、形式的に過ぎない面があった。昭和37年度から一般教育担当学部として諸事運営していくためには必要と、学部補導委員

がそれまでの7名から10名と増員された。

この助言制度は、文理学部だけのものであったので、昭和41年度以降、他学部への割当が検討されたが、昭和42年度教養部設置に伴い、この問題も、教養部に引き継がれた。

そして学生指導上、大きな問題は、単位の未取得者に関するものだった。一般教育の単位を落としたまま専門移行すると、キャンパスが分散しており、その履修に困難を来したからである。

これもあって、当初、一般教育においては、本試験で単位を取得できなかった者に対して再試験を行い、自由に受験させていた。だが学生の学習意欲上から見て問題が多いと、昭和27年度からは、追再試験を廃止し、再履修制度に改めた。ただし、同年度入学生に限り、第2期分の追再試験を全面的に認めた。なお病気等、やむを得ない事情での欠席に関しては、補導委員会が資格認定して、追試験を実施した。昭和27(1952)年2月の教授会でつぎのように決定していた。

一般教育における単位の総合認定制度及び追再試験制度について

総合認定は現在の1年生より廃止する。ただし英語に関しては研究の上方針を決定する(従来どおりの方針を実施する)。追再試験の制度は現在の1年生より廃止する。ただし、正規の期末試験に際して受験してよろしい。この場合は予め再履修届を提出する。

また一般教育は、1年半をその期間に当てているが、このような期間を設けず専門教育と併行して行うことを妨げなかった。この趣旨から見て、専門課程移行の場合も、必ずしも一般教育全単位の取得を条件としなかった。

しかし、この単位取得をあとに残すことは問題が多く、ことに一般教育期間において学習の緊張を欠く一因となっていると、この単位取得に付き、各学部共通の専門移行の最低基準、一般教育所定の単位数の4分の3以上を取得していることを設けた。昭和27(1952)年2月の教授会で、文理学部3学科に関してつぎのように決定した。

文学科：人文社会自然外国語の総単位数48単位中36単位以上の取得を条件とする。

経済学科：各系列ごとに各々9単位以上の取得を条件とする（各系列、外国語9単位の内規によらないで36単位以上の単位取得者は仮進学させる、但し3月末試験で必ず取得のこと）

理 学 科：人文社会24単位中20単位以上、自然科学12単位以上、外国語は12単位以上（16単位の取得が望ましい）

その後、随時、各学部はそれぞれの事情により基準を定めた。昭和35年度段階で、各学部は、つぎのような条件であった。

文理学部

文 学 科：人文社会自然外国語 合計52単位のうち39単位以上

理 学 科：人文社会20単位以上、自然3科目12単位以上、英語ドイツ語各8単位16単位以上、総計48単位以上

教育学部：人文社会自然32単位以上、英語ドイツ語14単位以上、総計46単位以上

経済学部：人文社会自然27単位以上、英語ドイツ語12単位以上、総計39単位以上

薬 学 部：人文社会18単位以上、自然4科目17単位以上、英語ドイツ語計14単位以上、総計49単位以上

工 学 部：人文社会20単位以上、自然11単位以上、英語ドイツ語15単位以上、総計46単位以上

ただし未完結科目の単位が、人文社会にあっては各科目の合計4単位以下、自然外国語にあってはそれぞれ1単位以下であること。

4 不正受験（カンニング）問題

一般教育課程の中で、試験ごとに、繰り返されたのが不正受験（カンニング）の問題であった。

昭和28年度後期までは、1カ月停学処分だったが、昭和29年度前期からは、不正行為と認定した場合、一切の情状酌量をせず無期停学処分とすることとなった。実際には、40日前後で解除となったが、学則上、卒業が延期となる処分だった。処分に際しては、

学生の所属、住居等を勘案して、「助言教官」が日常的に指導にあたる態勢がとられた。

試験期間を前にした最終講義の際には、教官から注意を行うのを慣例としていたが、あまり効果があがらなかった。ついに、昭和31（1956）年前期からは、学部長が、学生全員が必修の体育講義の時間を利用して、直接訓示するようになったが、試験ごとに必ず処分者が出る事態は続いた。

参考までに、不正受験防止対策に関する教授会決定事項を、以下に紹介しておく。

昭和25（1950）年10月11日不正受験に対する処置

- a) 事件該当科目後は受験停止させ、ただちに謹慎させる
- b) 防止対策として次の掲示をすること
 - イ 許可された以外は参考書ノート類を自席へ持ち込まぬこと
 - ロ 受験中、消ゴム小刀等の貸借を禁ずる
 - ハ 受験中、会話を禁ずる

昭和28（1953）年10月9日不正受験防止について

- a) 学生証の完備
- b) できるだけ小教室使用のこと
- c) 不正受験のないよう掲示による注意
 - 授業時間中において各教官から注意する
- d) 試験問題出題方法を考慮のこと
- e) 必要物以外を長卓へ提出させる（机の中に入れてさせないこと）
- f) 問題の板書方法をとらない
- g) 採点カードと解答用紙の氏名等をインキ書させる
- h) 教室の机の配置につき、最後列を監督者が通過できるようあけておくこと
- i) 停学処分は無期停学とし、その期間は1ヶ月以上とし、卒業年期になるようにする

昭和41（1966）年9月

試験に際しては下敷使用を禁止する

この不正行為への対応、処分に関する検討は、教養部に引き継がれた。

第 5 節 蓮町からの移転問題、五福集中計画

1 発足期 西部高校への移転問題

それまでの旧制富山高等学校の1学年240名（文甲40、文乙40、理甲80、理乙80）、3学年720名に対応する体制で、全学部学生の1年半の一般教育を担当しながら、かつ専門教育を実施しなければならなかった。教員は、将来的に増加する見込みがあったにしろ、切実なのは、旧制富山高等学校の施設で、1学年600名余というそれまでの2.5倍の学生を迎えて、一般教育を実施しなければならないことであった。

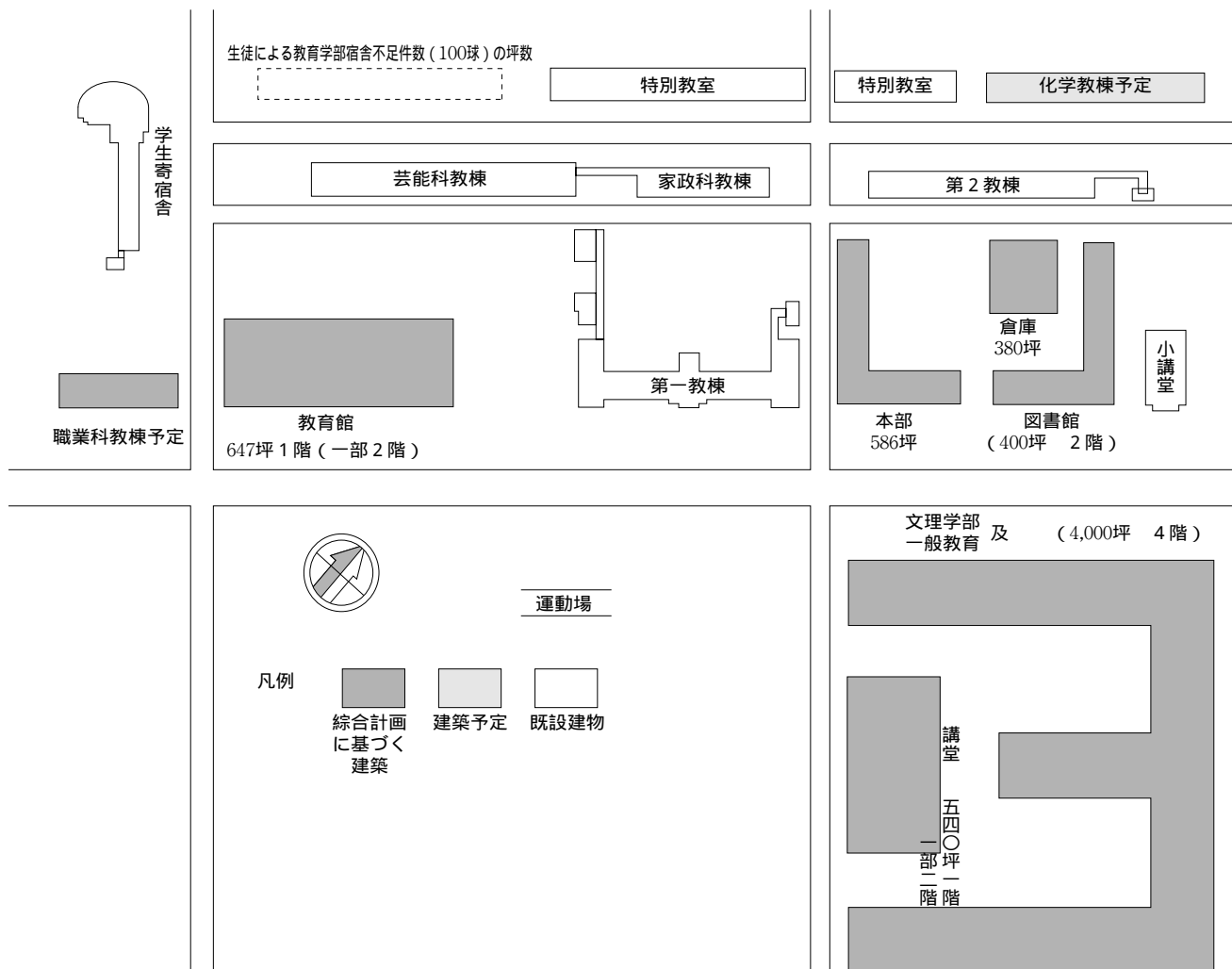
当座をしのぐために、北部高校8教室が7月18日までの約束で借用されていたが、特に理科系の実験

などには、極めて不十分だった。蓮町の施設の狭隘さは明らかだったが、増築拡大は費用の点で相当困難で、当面必要な700坪の増築でも数年間かかるという現状であった。

そこで浮上したのが、五福の西部高校敷地（現・県立富山工業高等学校）への移転案だった。昭和24（1949）年5月ころに県側から打診を受け、12月には、清水文理学部長から、現在の建坪3,700坪は保証する、図書館は鉄筋コンクリート、体育館も鉄骨、すべての建築物は、大学向けに設計する、という具体的な条件提示にまっていた。県側はこれに対して、1坪当たり1万5,000円として6,000万円を越すので予算が足りないが、不足分を西部高校の1,000坪を一部改修の上利用すれば可能と返答、その実現に積極的であった。

文理学部の教官協議会は、西部高校の現地調査を行った上で、大変粗悪で供用できる状態ではなく、

富山大学教育学部文理学部総合計画図（案）



そういった建物を背負いこむことは将来に禍根を残すと反対の意向が大勢を占めていた。昭和24(1949)年12月から翌年1月にかけて、県側と文理学部(大学)側は折衝を続けた。

昭和25(1950)年2月5日、文理学部教官協議会は、結論として、西部高校用地でも可とするが、3,700坪全部の新築を条件とする、期間は3カ年、水道、瓦斯を完備する、小委員会の設置を確認し、移転そのものには原則的に反対しない意向を示した。

2月8日、県庁において、県側(知事、副知事、教育委員長)と文理学部側(学長、各学部長)は、文理学部の意向に沿った形で最終交渉を行った。県側は、坪当たり2万円、数年かけて3,700坪を新築、大学設置期成同盟会の協力も得て実現したいとの案を出した。この案は、2月15日の県議会に提案された。

2月13日、教官協議会において、これまでの交渉経過が報告されたが、文理学部としては、反対の雰囲気が強かったようである。同席して説明にあたった学長が、県との交渉が打ち切られた場合、現在の建物では手狭だがそれに対する具体的解決案はあるのか、と尋ねたのに対し、学部長は私案とは断りながら、一般教育課程の単位の基準である51単位を外国語も加えて36単位に減少させて、同課程を1年内で終了すれば対応可能と表明していた。

この県側の最終案に対する、大学、文理学部側の記録を欠いているので、経緯は判らないが、2月23日、文理学部教官協議会で、移転取りやめの報告を受けて、承認され、この計画は立ち消えとなった。県との取引になることについての不信感もあったようである。

また別に、五福への大学集中計画から、教育学部の構内に、まず文理学部を移転しようという案が、昭和24(1949)年、大学の審議会(評議会)で決定されていた。だが同じ時期に、一旦は建坪の関係上不可能であるという結論に達していたが、昭和26(1951)年5月には、教育学部・文理学部統合計画(案)が、設計プランと共に示されていた。

2 五福集中計画

予算の問題から実現には、かなりの時間を要することにはなったが、昭和27年度からは、現キャンパスである五福地区への大学の集中計画は既定の方針となった。もちろん、文理学部もその方針であった。

ところが、昭和28(1953)年、経済学部の蓮町からの移転をめぐることは、経済学部が高岡を希望したことで、大学のみならず高岡市対富山市などの対立も生じて、大問題となった。文理学部は、既定の集中計画に従い、経済学部は五福へ移転すべきだとの態度をとった。

なお、昭和30年代、文理学部改組の問題が焦眉の課題となったとき、経済学科の独立が学部増との解釈を受け、文学科、理学科分離独立が困難となる要因となった。

参考として、経済学部設置問題に関する教授会の議論の概略などを紹介しておく。

・昭和28(1953)年12月2日 教授会

経済学部設置場所については、富山大学を五福に集中設置するという既定の集中計画に従い経済学部は当然五福に設置されるべきである。4日、本学部の評議員が新学長に面談し、本学部の意志を伝え、善処を要望することになった。

・昭和28(1953)年12月8日 臨時教授会

経済学部設置問題については、以下の文理学部としての意見書を、上京中の学長を通じ文部省大学学術局長宛に提出することを決定した。

一、文理学部は本省の集中計画に従い、既設の施設に対する愛着を断ち、研究上の便宜を棄てて、富山市五福に移転しようとする訳でありますから新設の経済学部は素より五福に集中増設せられるべきものと存じます。

万一経済学部が高岡市に設置される場合は集中計画は殆どその意義を失う結果となりますので、文理学部の五福移転も又その必要の一半を喪失するものと考えられるのであります。

二、学部の集中の計画に対し、文理学部が特にそ

の実現を期待致します理由は、一般教育担当の立場に因るものでありまして、文理学部は人文科学と自然科学の二系列を担当し、経済学部は社会科学の系列を担当します関係上、文理学部と経済学部は同一場所に在ること

三、其大学全体の立場より見まして、教育上、研究上の利便と申すまでもなく、又事務の円滑なる運営、施設及び人員の経済、経費の節約等より考え、各部局の集中総合を図ることが、大学の機能の発揮を期し、又国家経済の現状に必ずる所以であることは改めて申上げる必要の無いところであります。

右の様な次第でありますので、文理学部と致しましては、既定方針の実現を堅く希望するのがありますが、地方政争の渦中に投ずることを恐れ、敢て事態を静観して今日に至ったのであります。昨今この問題の紛糾状態に対し、誠に憂慮に堪えず、本学部教授会全員一致の議に基き、特に御善処方をお願いする次第であります。

・昭和28(1953)年12月16日

12月12日、学長が帰富、大学としては政争鍋に入らない決意である、学術局長の五福集中実施の決意は非常に固い、文部省調査団が12月18・19日来富するとの報告を行った。これらの報告については、極秘扱いとする。

結局、経済学部は、昭和29(1954)年、五福キャンパスへの移転が決定され、県などの財政的支援を受けて昭和32(1957)年竣工した。

昭和31年度中には、経済学部と図書館は県などの全面的負担で完成、教育学部校舎の整備と理科系教棟の建設の一部も竣工していた。さらに昭和32年度本部建物と黒田講堂が着工され、昭和27(1952)年計画された集中計画は進んでいた。文理学部が、最後の懸案となり、昭和33年度の実現が目指された。この計画は、昭和31(1956)年から県や市の協力を得ながら、進められていた蓮町敷地の売却交渉が前提となっていた。国庫からの全額支出が困難なので、まずこの「自己資金」で本館、文科系教棟、一般教育校舎の建設を図ろうというものだった。着工すれば、文部省との間で、理科系教棟も国庫の予備費支

出をもって実施するとの「約束」がなっていたという。この過程で一部施設(文科系)の早期移転を要することがあっても、五福地区内には経済学部、図書館等が設立されているので、その一部を使用して対応するとの計画も立てられたが、これも中止となった。

当初、文理学部の五福移転計画は、薬学部との同時期というものであったが、予算の問題もあり、まず文理学部の移転を実現することになった。昭和35(1960)年に入り、市側との折衝のメドがつき、文理学部では3月、各教室から1名の委員を選出して委員会を設置、立案に入った。

文理学部移転のための昭和35年度施設予算が、文部省案では要求よりかなり削減され、その対応策が協議されていた。この当時、文理学部の改組をめぐる文部省との間で意見の対立が続いていたが、同年11月、文部省側から、ある会議の際、廊下で、五福移転促進方を依頼するなど、学部改組改善策を示さずにそんなことをいわれてもダメ、といわれたというエピソードも残されている。

当初計画より若干縮小されたが、昭和36(1961)年7月18日、「文理学部校舎新営並びに自然科学教室増築工事」起工式が挙行された。これより先の7月14日、教授会の席上、設計図について詳細説明が行われていた。工費約1億2千万円、昭和37(1962)年3月30日竣工した。

文理学部は、これに先立つ3月10日竣工記念パーティーを行い、31日には、蓮町校舎との訣別式、「文理学部」標札降下式を行った。ここには多くの卒業生も参加した。

この移転について、『学報』28号(昭和37年3月)はつぎのように伝えた。

文理学部の移転

五福地区に建設中であった文理学部は、3月末に竣工した。3月10日文理学部は別れのパーティを開いた。このパーティには、文理学部関係者約70人が集った。劈頭、高瀬学部長の挨拶があったあと、来会の人々の自己紹介や思い出話に花を咲かせて、盛会の裡に会を閉じた。また3月31日には同学部の教授ら30人が集って、校舎との訣別式を行なつた。かくて、大正12(1923)年から旧制高等学校として発足し、数々の思い出を遺した校

舎は、その38年間の幕を閉じた。

この38年の間に3,336人の高校生と約4,000人の大学生を送り出している。この際銘記しておくべきは、この文理学部は馬場はる子女史の篤志によって設けられたのであって、これがなければ、本学には文理学部は存在しなかつたであろうことである。そして、女史が寄贈せられた校舎はやがて姿を消すとも、その芳志は新しい校舎となって再現したということである。

また、5月31日創立記念日に開かれた文理学部校舎の竣工祝賀会について、『学報』30号（昭和37年5月）はつぎのように伝えた。

文理学部校舎竣工祝賀会

1962（昭和37）年5月31日の大学祭の日をとして、文理学部校舎の竣工祝賀会が、正午から黒田講堂で開かれた。学長の挨拶について、高瀬文理学部長から集中移転の経過について詳細報告があった。このあと工事請負者、大成建設、竹下電気、北陸設備工業の三社の代表に感謝状の授与が行なわれて小宴に移り1時過ぎ閉会した。当日の出席者は館、桜井の両参議院議員、森戸広島、石矯金沢の両大学長、梅原前学長、知事代理、県教育長、のほか山田、田辺、横山の民間知名の士などに本学側代表など約100名に及んだ。

移転の直後に編纂された『富山大学十五年史』は、つぎのようにふれている。

学部の移転

富山大学は、早くより各学部を五福に集中する方針を立て、文部省はこれを容れて、主として文理学部のために理科教棟の一部と地学地理学の教棟を五福に建築したのであるが、逐年これを増設する計画はあったが、実施はせられなかった。大学当局は、文理学部を五福に移転するため努力を続けた結果、昭和37年学部校舎の新築が実現した。それは文学科・理学科および一般教育の各教棟であって、計画の大半を占めた。理学科の教棟はその一部を教育学部の理科用に当てられるものであった。昭和37年3月学部は蓮町の旧校舎をひきはらい、五福の新校舎に移転した。この施設が研究上教育上多大の便益を供するはもちろん気分一新

学部発展の新しいスタートとも見られた。しかし、各科教棟は、いまだ予定の建坪に達せず、昭和38年度引続き一部が増築せられた。

第6節 将来構想と教養部設置

旧制富山高等学校を母胎とした文理学部は、一般教育と専門教育を担当した。後の体制で考えれば「教養部」、「文学部」、「理学部」を1部局で担っていたことになるから教育研究の面で困難を抱えていた。文部省は、専門的性格を抑え、一般教育担当学部の性格を強調していたが、当然、双方ともに不充分であり、発足当初から、将来構想の議論が重ねられていた。もちろん全国の文理学部も同様の問題をかかえており、文理学部長会議では、昭和41（1966）年前後に教養部設置が実現するまで、たえず論議されていた。それは、文部省の揺れ動く方針に翻弄された歴史でもあった。

1 教育学部との「統合」

昭和23（1948）年、大学設置委員会は新制大学設置に先立って、教育学部は、教育・教育心理学・各科教育法・教材研究に関する教職教育と、音楽・家政・職業・体育のみを担当し、人文社会自然の諸学科に関しては、一般教育のみならず専門教育も文理学部が担当すべきだとの見解を示していた。文部省も全国の新制大学に、これに基づいて講座組織を考えるように要望していた。だが、富山大学教育学部では、教職科目とともに人文社会自然の学科7講座すべてを学部内履修で実施していた。

しかし、文部省は、昭和26（1951）年4月、文理学部と教育学部とをもつ国立大学の学科および講座組織について、昭和23（1948）年大学設置委員会が示した参考案の構想を細則化した「教育学部運営要領案」を明示してきた。このときも富山大学では、審議検討の結果、従前通り、学部において履修させることにした。

だが、文部省は強い指示を出し、昭和27年度には、文理学部と教育学部の整理統合が一旦は最終局面に入っていた。昭和28（1953）年3月12日には、翌朝

までの報告という極めて切迫した形で、教育学部から文理学部各講座へ配置換えになる教官の検討が学科ごとに行われていた。

文部省は、この教育学部からの教官の配置換えで文理学部の専門性を強化し、また文理学部、教育学部を統合して学生数を減少させる方針をとったようだが、その後、一端は棚上げとなった。

昭和30年代に入り、文部省は、再度、文理学部と教育学部との統合、学芸学部案の推進をはかろうとした（昭和31年3月27日付「国立大学組織運営に関する改善要項」）。富山大学でも学長は、昭和32年度概算要求に向けて、文理学部と教育学部の整備、文化系、理科系、芸術体育家政の3ブロックを両学部が協力して構成する学芸学部案の検討を要請していた。

だが文理学部内では、終始一貫として、この案に対する反対意見が強かった。

昭和33（1958）年1月、富山大学文理学部は、学芸学部案に関する国立大学協会からの文理学部の現状等の照会、困難を感じているところ、今後どういうふうにしようと考えているか、に対してつぎのように回答していた。

「文理学部が一般教育を担当することについて、機構を整備して一般教育の実施に関する専任者をおくようなことを考慮すべきである。将来のあり方としては学部は文学部および理学部の2学部に分離し、一般教育部も別個の機関で担当するようにしたい。」

これより先の昭和32（1957）年11月の全国文理学部長会議においても、基礎的学科を包含し、かつ一般教育を担当する学部として将来発展を約束されるべきであるとし、教育学部と合併して学芸学部となる意向を表明する文理学部はみられなかった。

だが、文部省は、文理学部改組の方向性として学芸学部、教養部設置案を示し、改組にあたり、定員の増加、予算の増加、学部を二つに分けることは認めないという見解を崩さなかった。

学部改善参考案 文理学部（文部省）

一、文理学部

1. さきに定められた文理学部運営要領は、文理学部運営の基本を示したものであるが、文理学

部のうちには、その実績から考え更に検討する必要が生じているものである。

2. 文理学部は、当該大学における一般教育の全部と教育学部のための教科に関する専門教育とを担当し、且つ文理学部としての専門教育を担当するものであるが、ともすれば専門教育に重点をおきすぎ、一般教育と教育学部のための教科に関する専門教育が軽視されている傾向がある。即ち文理学部を文、法、経、理の四学部の集合学部の如く考え、多くの専攻課程を設けるものもあって文理学部全体の運営をより困難にしている場合も少なくない。

3. 文理学部の整備改善については、次のようなことがあげられる。

（その一）文理学部は、当該大学における一般教育と教育学部の教科に関する専門教育とを担当し、文理学部としての専門教育は、人文、社会、自然の三課程とし、学科専攻は設けない。なお、大学の組織によっては三課程のうち社会科学課程を欠いても差し支えない。

（1）一般教育科目は、人文、社会、自然の三系列につき毎年十五科目を限度とする。

（2）外国語は、英語、独語または英語、仏語の二ヶ国語とする。

（3）専門教育科目は、網羅的にすることをさけ、原則して人文科学、社会科学、自然科学の三つの課程に編成する。ただし、社会科学に関する学部又は学科があるときはこれを欠くものとする。なお、三つの課程は専攻は設けない。

（その二）文理学部が専門教育科目を学科専攻とする場合には、教員組織とにらみ合せて学科専攻はなるべく少くし、学科専攻に属さない他の専門教育科目は関連科目とする。

（1）一般教育科目、外国語は（その一）と同じ。

（2）専門教育は、次の専攻に編成する。

イ、人文科学系列は、例えば次に掲げる専攻のうち、二専攻程度で編成する。

哲学専攻

史学専攻

国語国文学専攻

英語英文学専攻

うち二専攻をおく。

ロ、社会科学系列は、例えば社会科学専攻とし、

さらに細分した専攻を設けない。なお、社会科学に関する学部学科があるときはこの専攻を欠く。

八、自然科学系列は、例えば次に掲げる専攻のうち二専攻程度で編成する。

数学専攻	} うち二専攻をおく。
物理学専攻	
化学専攻	
生物学専攻	

(その三) 文理学部と教員養成を目的とする教育学部を合併して - 学部とし、全学の一般教育を担当し、義務教育教員の養成に当るほか、特殊学科(学科、専攻)をおくことができるものとする。

(その四) 文理学部は、人文科学、社会科学、自然科学の三系列のうち、一系列に員する専門技能を目的とする学部改編し、他の一般教育等の科目は、教育学部と合体して学芸学部とし、義務教育教員養成に当る。

文部省が行っていた「指導」は、昭和36年度までに専攻課程の種別をしぼった改組(いわゆる「エントツ」を立てる)を実施するであった。富山大学に関していえば、この「指導」は、教養部を設けること、および教育学部との整備をはかれということの意味していた。

2 1950年代後半の文学部、理学部分離独立構想

昭和30(1955)年2月16日、教授会で学部の将来構想について審議が行われ、以下のようなことが確認された。

「文学部は文学部へ、理学科は理学部へ、発展昇格することを目標とする。そのために現在の文理学部そのものの充実をはかり、又学部としての十分な実績をあげ、自然に文学部理学部へ発展してゆくように努める、文理学部の充実発展のためにさしあたって解決をはからねばならぬのは教育学部との間の関係である。両学部の専門教科目の教科内容は大体同一内容のものと考えられ、これを両学部において夫々別に関講していることは不合理であり又教育上の無駄も多い。この際、両学部間の整備要綱の根本方針に添って、教育学部における関係専門的科目

(2年制学生の一般教育も)をすべて一元的に本学部において担当することとし、教育学部の関係教科の担当教官を全部包括的に本学部につす、という方針をもって両学部間の整備を解決する、なお以上のような方針は単に文理学部の発展充実を期するためではなく、富山大学の発展の中心をなす点も強調された。種々研究調査するために委員会を設置する。委員会は、学部整備委員を包含して、文学部5名、理学科5名計10名で構成、学部長も参加する。」

ここで初めて、「文学部」、「理学部」への「発展昇格」が、将来構想として確認された。

同年5月18日の教授会では、これより先の13、14日信州大学で開催された文理学部長会議についてつぎのような報告がなされていた。

「文理学部のあり方について：最近の文部省内主管課長の意向は悲観的である。大学組織等研究会の審議の概要等がわかったのでこれらを参考にして種々意見を交換した。以下のように、大凡二つの意見に分かれていた。

静観論：客観的情勢はそれほど悲観的なものではない、文理学部という構想は新制大学の教育理念にもっともマッチしたものである、特に一般教育を担当している文理学部の重さを認識しなければならぬ、以上は基本的に「文理学部運営要領の線」に沿うものといえる。

再編成を企図する考え方：各文理学部の実情に即して各学科を夫々学部へ発展させるべきである(その際各大学間の教官の交流を行う)、専攻学科の整理による合理化の必要(教官スタッフの弱体と志願学生の僅少から)、今秋開かれる文理学部長会議に各々具体的成案をもちより、できるならば統一した結論を出すことが申し合わされた。」

このように全国の文理学部では、文理学部は新制大学の教育理念を象徴しておりその学部の充実をはかるというものと、それぞれの設立の経緯に基づいてその専門学部の特化していこうとする、二つの方向があった。富山大学は後者の立場であった。

昭和30(1955)年10月5日、教授会の席上、27日富山大学で開催予定の全国文理学部長会議に向けて、学部長はつぎのような見解を表明していた。

「結局、文理学部として前進しながら文理各々独立の方向に努力すべきだという話である。時期は五福に移る時である。学科数の割にスタッフの少ないことは全国一である。現状はスタッフが不足しており、補充するのに精いっぱいである。経済学部に対し、県の補償は本年で終わるから、その後、当方へ補助すべく交渉し、夢のような話だが、そういう裏付けをして本省へ交渉する。そして設備や図書etcを充実してゆくようにしてゆきたい。いい研究をし、いい講義をするよう努力して、現在は小さくてもだんだん大きくし、文理各々の独立を目指していきたい。」

だが、先に述べたように、文部省は、このころ、文理学部と教育学部との統合、学芸学部案を推進しようとしていたから、その実現性は小さかった。昭和34（1959）年12月には、学長から文部省等関係当局の計画に対し協力すべく努力して欲しい旨の強い要請が直接教授会に対して行われた。これを受けて、「教育学部との整備問題即ち、教科に関する専門科目を文理学部が担当すること。教養部の設置、強化をはかること、そしてそれが実現した場合の学生部組織の再検討をすること等」を全員一致で了承したが、結局、富山大学文理学部は、文部省が指導する学芸学部案ではなく、現状を維持しながら、将来2学部に分離独立し、一般教育を担当する部局は別個に設置するとの見解を崩さなかった。

富山大学も含めて、文部省と各大学の文理学部改組問題が、行き詰まりを見せる中で、一般教育担当学部独立の動きが、徐々に現実味を帯び始めてきた。

3 3学部（教養部、人文学部、理学部） 構想、一般教育審議会、教養部設置へ

昭和37（1962）年9月、その第2条で、「本会は学長の諮問に応じ一般教育の改善に関する事項を審議する」ことを唱った「富山大学一般教育審議会規定」が、評議会で承認された。文理学部は、設置に際して、従来的一般教育委員会との関係性もあり、審議事項を、「一般教育管理部門の制度に関する問題」、「一般教育実施上必要にして且充分な施設なら

びに教官定員問題」などとするよう要請していた。

富山大学一般教育審議会規程（案）

（名称）

第1条 本審議会（以下「本会」という。）は富山大学一般教育審議会という。

（目的）

第2条 本会は学長の諮問に応じ一般教育の改善に関する事項を審議する。

（構成）

第3条 本会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一、学長
- 二、各学部長
- 三、各学部から選出された教授各2名
- 四、事務局長
- 五、学生部長

第4条 議長は必要に応じ委員以外の職員を出席させることができる。

（議事）

第5条 本会は学長がこれを招集し、その議長となる。

2. 学長が事故あるときは学生部長がこれに代る。

第6条 本会は委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2. 議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第7条 本会の事務を処理するため幹事1名をおく。幹事には学生課長をもってあてる。

附 則

この規程は昭和 年 月 日から実施する。

文理学部が担当する一般教育に関する他学部の批判との調整もその設置の理由の一つであったが、「一般教養部」設置に関する議論を重ねていくのが本来の目的であった。このころより、昭和41年度から予測されるベビーブーム世代の学生の急増対策が問題となっていたが、これに対して文部省が、教官の定員を拡充せず、一般教育の充実をはかるために教養部を設置するという方針をとったことを受けてのものだった。これにより、文理学部は、2学部独立案の再検討を余儀なくされた。

昭和37年度、「一般教育学部」独立設置の方向への検討が進み、12月には、富山大学教養部規程・併任教官の区分、教養部教官会議規程、教養部長選挙基準（案）の作成をみていた。これらは、文理学部の教官を母体として、いいかえれば文理学部を改組して教養部を設置しようというものであったから、議論の進行とともに学部内から強い疑義が呈された。12月には教授会の議を経て、教養部設置の場合の文理学部の性格の根本的改変について議する必要があるとして、それに伴い文理学部規程に抵触する問題、また教養部のための人事問題が甚だ重要な点である、との事項等について学部長が学長に申し入れを行った。

富山大学教養部規程（案）

第1条 本学に学生の一般教育課程の教育を行なうために教養部をおく。

第2条 学生は一般教育課程履修期間として定められた期間内は教養部に所属するものとする。

第3条 一般教養課程の授業科目を担当するものは専任、併任および兼任の教官とし、本学教官である併任教官は次表のとおりとする。

ただし、必要ある場合は、本学教官は所属学部にかかわらず協力して担当するものとする。

2. 授業担当の教官はあわせて学生の厚生補導を担当するものとする。

区 分	左欄に定める授業科目を担当する教官の所属学部
一般教育科目	
人文科学系	文理学部
社会科学系	経済学部
自然科学系	文理学部
外国語科目	文理学部
保健体育科目	教育学部

第4条 教養部の教育課程に関する事項は、富山大学一般教育課程履修規程ならびに学部規程の定めるところによる。

第5条 教養部に部長をおき、本学教授であるものをもってあて学長が命ずる。

2. 部長は学長の命を受け、教養部に関する事項をつかさどる。

第6条 部長の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

2. 部長の選考に関する規程は、別に定める。

第7条 一般教育課程の重要事項を審議するため、本学に教養部審議会（以下「審議会という。」）おく。

第8条 審議会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一、学長
 - 二、各学部長および教養部長
 - 三、各学部および教養部から選出された教授各1名
2. 前項第3号の委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を選出するものとする。

第9条 前条第1項第3号の委員は任期は2年とし学長が命ずる。

ただし補欠の委員の任期は前任者の任期の残余期間とする。

第10条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一、教養部の教育方針に関する事項
- 二、教養部の教育課程に関する事項
- 三、教養部と学部との関連に関する事項
- 四、その他教養部の重要事項

第11条 学長は審議会を招集し、その議長となる。

2. 学長が事故あるときは、学長の指名する委員がこれに代るわる。

第12条 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2. 議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

3. 事務は学生課が処理する。

第13条 教養部の運営に関する事項を審議するため、教養部に教官会議をおく。

2. 教官会議に関する事項は別に定める。

第14条 一般教育課程の授業科目を担当する教官は、教養部長の推薦に基づき学長が命ずる。

第15条 教養部に補導委員会、図書委員会をおく。

2. 前項の委員会に関する事項はそれぞれの関係規程の定めるところによる。

第16条 教養部長は本規程に定めるもののほか教官会議の議を経て教養部の運営に関する必要な規程を定めることができる。

第17条 教養部にその事務を処理させるため、事務部をおく。事務部の組織に関しては、富山大

学事務組織規程、所掌事務に関しては、富山大学部局事務分掌規程の定めるところによる。

附 則

1. この規程は昭和 年 月 日から実施する。
2. 次に掲げる規程は、廃止する。

富山大学一般教育科設置規程

(昭和24年8月12日制定)

富山大学一般教育委員会規程

(昭和24年8月12日制定)

富山大学教養部教官会議規程(案)

第1条 富山大学教養部規程第13条の規定により、教養部に教官会議(以下「会議」という。)をおく。

第2条 会議は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一、教養部長
- 二、一般教育課程担当の専任教官
- 三、一般教育課程併任の本学教官

2. 前項第3号の教官の数は会議の議を経て教養部長が定める。

第3条 会議は次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一、授業、試験の計画実施に関する事項
- 二、学生の身分に関する事項
- 三、学生の厚生補導に関する事項
- 四、予算の配分に関する事項
- 五、一般教育課程および修了の認定に関する事項
- 六、部内諸規程の制定改廃に関する事項
- 七、その他教養部の運営に関する重要事項

第4条 教養部長は会議を召集し、その議長となる。教養部長が事故あるときは、教養部長の指名するものがこれに代わる。

第5条 会議は構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2. 議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

第6条 会議の事務は事務部が処理する。

附 則

1. この規程は昭和 年 月 日から実施する。

富山大学教養部長選考基準(案)

第1条 教養部長候補者は教養部審議会において選考し、若干名を学長に推薦するものとする。

第2条 学長は前条の候補者について評議会の議を経て決定するものとする。

この全学の論議を受けて、昭和38(1963)年3月17日、文理学部改組委員会が設置され、以後検討が重ねられていった。この当時、「国・文部省の科学振興策もあって、理学科は教官、講座拡充の見込みがあり、それを基礎に理学部独立の青写真が描ける。これに対して、文学科は、拡充の見込みがないように見え、教養部に教官を出してしまえば、独立は不可能となり、消滅の可能性がある」という観測が強かった。したがって、両学科の態度には温度差があり、文学科は存立をどうはかるかとの空気が強かった。

このなかで、昭和38年度、教授会が出した一つの選択肢が、つぎのような案であった。

「他の学部とともに専任教官を出して、一般教育強化のため教養部を設置する。大学設置基準にしたがうと学生30人に1人の専任教官との規定である。富山大学の1学年定員は735名であるから、人文科学6、社会科学4、自然科学8、語学10、保険体育2、計30名の専任教官が必要となる、その30名を差し引けば、文理学部の教官数は少なくなり、専門課程の設置基準によれば2専攻しか設置できない。したがって教養部は大学内規による設置とし、併任人文科学科、語学・文学科の2学科の文学部、2~3専攻(講座)の理学部を設置する。」

教官増を見込めないなかで、文学系、理学系2学部の設置を実現させるとともに、学内処置で教官の併任という形をとって教養部を設置しようとする案だった。

かねて改組を検討していた理学科は、別の案もっていたが、学部の将来を見据える大局的見地から、この案に同意した。

昭和39(1964)年3月、学長は、一般教育の強化対策を協議した学部長懇談会で、一般教育管理の

性格を帯びる委員会を設け、主事制度とし、専任教官を置く、一般教育を教育学部が担当管理するという二つの構想を提案していた。また改組について、臨機応変に審議するための委員会制度(改組委員会、文学科理学科、学部全体の三つ)を設立することも提案していた。学長が、同3月、文部省と折衝した際、学内措置で一般教育を独立させ、人文学部と理学科部に独立設置するという、上記の文理学部の構想を打ち出したところ、文部省側は別に反発の態度はとらなかった。この意外の報告を受けて、文理学部長は、3月30日の教授会の席上、この構想を更に強硬に押し進めてゆくようにしたい旨の決意を把握、それを受けて昭和40年度概算要求に盛り込むべく準備を進めていった。

この昭和38年度の段階で、学内措置で教養部を設置し、あわせて2学部(人文学部、理学部)を独立させる方向が確認され、その構想案についての検討を続けることになった。

だが、昭和39(1964)年6月の段階で、文部省は、この案に対して、「人文学部」構想を放棄して、文理学部を改組して「教養学部」の設置検討を求める旨の態度を示し、富山大学側と平行線をたどっていくことになった。しかし、文理学部は、あくまでも従来の方針を進めることを確認し、学長・全学も合意していた。

ここでの構想は、文理学部を教養部に改組するのではなく、人文、理学部に分離独立させ、その人文学部が一般教育を担当するというものだった。これは、実現可能性の感触がもたれていた。

学部新設の理由概略

歴史的沿革

文理学部の前身旧富山高等学校は他の高等学校と異なり、地方の篤志家の寄付により創立せられ、七年制高校として、人材の養成、地方子弟の進学の間門として、地域文化の向上に大きな役割を果たした。文理学部として発足後も県民の大きな期待と援助が寄せられ、極力その責任を果たしてきている。

旧高校時代から文科理科の呼称は地方に深く浸透してなじみ深く、進学的目標視され、文学士、理学士として卒業できることは県下高校生の大きな魅力として旧高校時代に引き続いて、多くの志

願者の集中を見ている。文学科では近年十倍の高率を示している。

文と理は学問の基礎であり、人間形成の根幹であることは言うまでもないが、今回の文理学部改組拡充に際して、更に文学・理学の二学部に分離拡充して地方の要望に応え、富山県民文化の向上に資し、国家の発展に貢献すべきである。このことは寄付者、馬場はる子夫人の御趣旨にも沿うものである。

学生急増の富山県事情

富山県における高校生急増実態は他府県とやゝ実態を異にしている。その急増実数は三十九年三月高校卒業生は10,424人に対し、四十年三月にはその40パーセント増し、四十一年三月には20,242人と算定せられ100パーセント増を示している。その急増率は他県に例をみないものである。従って、その対策について、文理学部に寄せられている地方的期待は非常に大きい。

その急増の原因は単にベビーブームによる人口増ではない。県人口の増加率は自然増の範囲を出ていない。これは富山県の多年にわたる農業県から工業県への転換、教育振興政策の成果の現れであって、言わば県勢の伸展、進学率の向上に起因すると解すべきものである。

旧富山高校の伝統と地域的通念から更に文理学部への志願者の激増が容易に予想され、その対策の必要に迫られている。文理学部の文理両立の拡充改組は県民の強く要望するところである。

学部名称について

文・理学部新設の理由はその立地条件、必要性について別紙に述べているところである。

学部の名稱について審議結果を要約すると

当文理学部はさきに経済学科が地方の要望に応じて独立し、その内容は純粋に文学、理学より構成されている。経済学部独立の際、文理学部教授会において文理学部の将来について文学部、理学部に発展的解消することを決議している。

文学科の拡充改組に際しては文学部と呼稱すべきであると考えられる。また県民は文学部の呼稱を要望しているが、しかし慎重に審議した結果、時代の趨性に応じて、従来の哲、史、国、英、独の五学科五専攻を人文学科と語学文学科の二学科

に編成して、広い教養的部面構想を加え新形態の文学部に再編し、日本海文化と外国語を研究・教授の対象としてその名称を人文学部と呼称することにした。

なお、教養学部文学部の呼称については、本学部の内容と実質が文学的であり、人文学的であるためにその名称は不相当であり、地方事情にも測れないと結論に達した。

また、理学科の呼称についても審議した結果、工業県への政策転換、新産業都市構想に直面している現在、その基盤になるべき理学の振興は地方的に強い要望のあるのは当然の理である。

文・理総合的な教養学部理学科の呼称はその性格のあいまいな点、また地方事情に測せず、教官の確保、学生の就職等文学部以上に難点があり、また県高校生の持っている文学・理学への呼称に対する魅力を減退させ、むしろ改悪であると考えられるので、単独な理学科の呼称を適当であるとした。

一般教育課程の充実強化は大学の将来の発展のために急務であり、教養部の設置は望ましい。しかし現教官数をもっては却って教育課程の弱体化退歩を来す懸念があるので、教養部に準ずる富山大学内規による一般教養部の組織を設けて、その充実と責任体制の強化を計ることにした。

施設整備について

文学部が発祥の地蓮町より現所在地五福地区に、富山大学集中計画によって移転を完了し、現校舎は理学科と文学部は別個独立して建築されている。

校舎配置からみて、性格の異なる文学部と理学科が二学部として独立する方が運営上却って便利がある。

現文学部学生増募計画について慎重に教官室、講義室、学生実験室等について受入態勢を検討した結果、一般教育の現在基準不足分の四十年建築予定分を充足した場合、最も難点があると考えられる理学科においても、現施設において、応急的には学生の受入れが一時可能であろうという結論に達した。

増募時期について

上記の施設整備状態からみて、明四十年より倍増学生募集の実施が可能である。

ところが、昭和39年度の段階で、その後、文部省は、文学部の「教養学部」への改組という案を変更し、「一般教養部」の設置、その強化を最大目標とするように指導した。それとともに、文学部改組にあたっては2学部の設置までとしたが、富山大学では、昭和28年、文学部から経済学科が独立、経済学部となっていたことで、文学部の人文、理学科の分離独立の実現性は見込みがないこととなった。したがって、教養部は学内措置ではなく、独立させなければならなくなった。

したがって昭和40年度に入り、次年度の概算要求に向けて、文学部の議論は、教養部設置に必要な「基準教官定数」にするため文学各学科から出す教官定員、そしてその後の文学部の体制、および2学部への独立案のことに焦点が絞られていった。

6月の段階で、教養部に現在の定員50名から18名を出すプランが立てられた。なお、経済(社会系)、教育(保健体育)は出さない方針であったから、設置基準の教官数の28名を満たすには10名が不足であった。28名の内訳は、700人の学生数に対して、人文系5.6(6)名、社会科学系3.7(4)名、自然科学7.4(7)名、外国語9.3(9)名、保健1.8(2)名であった。

理学科の方は、「科学技術者養成対策」から人員増、講座数増が期待され学部独立案を見込んでいた。ここでの問題は、文学部の残りの教官が19名となり、人員増、講座増が見込めないことから、一つの学部としては独立は困難であり、さらに教養部設置となれば、一般教育担当の校費もなくなり財政的にも困難が見込まれることだった。それでも学長の全面的バックアップを受けて、6月、3学部案で文部省との折衝に臨んだ。

これに対して文部省が示唆したのは、「重点的に一学部で改組計画を立案することができないか。そして、一般教育のため官制教養部を完全独立させる、という構想をたてる。その場合、教育学部との整備拡充をはかること」を盛り込んだ概算要求であった。

これに対し、6月30日の教授会において「学部の改組について」、以下のような審議が行われた。

学術局長は、富山のみならず10文学部に同様の示唆。しかしそれにしても今までに示してきた本省の方針と著しく相違してきて甚だ遺憾。大学

課の了承を得て、改組案を作成してきたのに、今更、文理学部の改組に絡ませて、教育学部の整備を企図しようとする文部省の考え方は納得できない。当方はあくまでも、現在、概算要求にもりこんでいる「3学部」案を推進してゆきたい。しかし本案が受け入れ不可で、新案を検討する場合でも、学術局長の示唆する案には応ずる余地はありえないだろう。

そこで、その他に本省が、提案するかも知れない仮想予定案を審議する。

a 教養部を設立するが文理学部はそのままとする「小文理学部案」。

原案の教養部は改組にからんで設立するので、本案のように教養部だけを独立させれば、現在の文理学部の組織は弱体化する危惧がある、との意見があり賛成されなかった。

b 教養部を設立するが、文理学部の各学科の内容は原案のままでする「大文理学部案」

これに対しては形より実質をとるという意見で賛成してもよいのではないかという意見が

あった。

c 教養部を設立するが、文理学部の理学科を拡充し、文学部はそのままとする「中文理学部案」。

これは局長案が裏面に考えられるとの意見があり、賛成されなかった。

審議の結果、上記b案で行くことが確認された。あくまで、3学部案の実現を追求しようとしたのである。

昭和41(1966)年2月には、従来の改組委員会を、議長を学部長とし、「各教室から、教室代表者として正式な委員1名を選出する。その委員以外のオブザーバーの出席と発言はできるが、議決権はない」と改め、委員の責任態勢を一層明確にして改組にあたっていくこととした。

表4 富山大学文理学部改組案(文科学科関係分)

学部	学科	所要数					現在定員					移行数				差引所要数									
		入定	学科目	教官組織				入定	学科目	教官組織			(教養部への)				(人文学部のための)								
				教授	助教授	講師	助手			計	教授	助教授	講師	計	教授	助教授	講師	助手	計						
人文学部	人文学科	45	理論哲学	1	1			2	文理学部	哲学	哲学	1	1	2		1 [△]	1 [△]		1		1				
			実践哲学	1				1			哲学史	1		1	2						1 [△]	1 [△]			
			国史学	1	1			2			史学	国史学	1	2	3		1 [△]	1 [△]							
			東洋史学	1				1				東洋史学		1	1					1	1 [△]				
			西洋史学	1	1			2				西洋史学	1	1	2										
			人文地理学	1				1												1				1	
			国語学	1				1			国史学	国語学	1	1	2	1 [△]		1 [△]	1	1 [△]					
			国文学	1	1			2				国文学	1	2	3					1 [△]					
			漢文学	1				1												1				1	
			小計	9	4			13			小計	6	8	1	15	1 [△]	2 [△]		3 [△]	4	2 [△]	1 [△]	1		
	外国語学科	40	英語学	1	1			2	人文学部	英文学	英語学	1	1	1	3		1 [△]	1 [△]							
			英文学	1				1			英文学	1	2	1	4	1 [△]	1 [△]	1 [△]	3 [△]	1	1 [△]				
			ドイツ語学	1				2			ドイツ語学		3	3		2 [△]		2 [△]	1	1 [△]					
			ドイツ文学	1	1			1			ドイツ文学	1	3	4		2 [△]		2 [△]					1		
			フランス語	1				1																1	
小計			5	2			7	小計			3	9	2	14	1 [△]	5 [△]	2 [△]	8 [△]	3	2 [△]			1		
合計			85		14	6		20			合計	40		9	17	3	29	2 [△]	7 [△]	2 [△]	11 [△]	7	4 [△]	1 [△]	2

教養部設置に関する留意事項

1 学 生

(1) 対象となる学生

全学部 of 学生を対象とするものであること。

(2) 学生の身分の所属

各学部 to 所属するが、一般教育実施期間中は、学生の教育、補導その他身分上の管理は教養部において行なうものとする。

2 . 教官の身分

(1) もっぱら教養課程を担当する教官の身分は、教養部に所属するものである。

(2) 教官の週担当時間数

おおむね12時間程度を基準とする。

3 . 一般教育実施期間および教育課程

(1) 一般教育実施期間

1 年ないし 2 年の間で、教育課程の組み方に応じてきめる。

(2) 教育課程

教養部の教育課程は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の全部と必要な場合は基礎教育科目からなるものとし、教養部の教官が主として担当することとなるが必要により、各学部所属の教官を教養部兼任教官としてその協力を得るものとする。

4 . 教授会

(1) 構 成

教養部に属する教授をもって構成すること。ただし学科目に教授が欠けている場合には助教授又は講師を加えてもよい。

(2) 審議事項

教育課程、学生の教育、指導、学業評価、入退学、教官の人事に関する事項について審議するものである。ただし教育課程の編成及び教官の人事については全学的な機関である教養部運営委員会（仮称）による調整の途を残しておく必要がある。

5 . 教養部運営委員会

(1) 構 成

学長を委員長とし、各学部長、教養部長並びに各学部、教養部より選出された教授をもって構成すること。

(2) 審議事項

教養部運営の基本方針、教官の人事、教育課程の編成に関する事項について審議するものである。

6 . 教養部長

(1) 選 任

教養部長は全学的見地に立って学長が当該大学の教授のうちから候補者を選び、教養部教授会および教養部運営委員会に諮って選考するものである。

(2) 職 務

教養部長は教養部の責任者としてその運営に当ること。

昭和41年度に入り、従来の 2 学部と教養部設置案（人文学部、理学部、教養部）を推進してゆく方針を堅持しようとしたが、昭和40年度から認可された他大学の文理学部の改組の状況および文部省の方針から、その実現の可能性は極めて希薄なものとなった。

教養部、理学部の設置となれば、文学部は消滅することになり、教養部、人文学部の設置となれば理学科が消滅することになる。これらを回避するために、5月の段階で、教養部を設置し、文理学部を拡充するという案が合意された。局面は最終段階を迎えようとしていた。

6月15日、教授会の席上、学長は、「改組はあくまでも教授会の権限であり、その決定を尊重する、だがこのようにして欲しいという要請は行わないが、諸般の情勢に鑑みて申し述べた」と結びながら、以下のような「見通し」を述べていた。

本学文理学部の改組問題、文理学部教授会の議に基づき過去 2 年、人文と理学部の 2 学部 to 改組する所謂分裂型で本省と折衝、本省の容れるところにならず見送り、本年を迎えた。

6月9日、学長、文理学部長、事務局長が文部省に赴き、折衝を行った。

分裂型改組の必要な特殊事情、昭和28（1953）年の経済学科の分離独立、文理学部の改組の一段落とみなされることは了解に苦しむ、教官定員をそっくり文理から持ち出し、建築施設も地元負担、いわば自力による一学部増、これを改組による学

部増と混同されては困る、1、2を除いて教育学部から教官導入を行わず、苦しい中に長年にわたり最小限の教官人員で文理学部を維持、他大学の文理学部が、教育学部の教官の供出により運営しているのとは根本的に相違、また教育学部の教科に関する専門科目の授業を文理学部は担当していない、前身は地元の素封家の篤志寄付によるもの、県民の同学部に対する期待と愛情は並々ならぬものがあり、県民子弟の本学部志望者が圧倒的に多く、この急増対策の解決のためにも2学部編成として、より多くの人材を収容養成したい、

金沢新潟の2大学は6学部、富山石川新潟3県は、県勢及び県財政ほとんど優劣ない、したがって、大学の学部数においても、本学が文理の改組により1学部増をはかり、両県両大学の水準にまで達したいという強い県民意識がある。

大学課長、收拾がつかなくなる、了承、だが結果において1学部増となっている。全国14の文理学部の残る6学部、本年は4つの学部を取り上げたいので、富大もその中にいれたい。今の分裂型要求案は、人文理学教養あわせて35名の教官増となるところからも認めがたい。あくまで分裂型なら、本年も見送りの公算が大。

明年分裂型を通すことを確約することは絶対にしない。

昨年、1年待つように言われて大いに期待していたが、甘い観測だった。

非分裂でも、理の学科目が増すから、名を捨て実をとってはどうか。

結論：本学文理学部に対しては、分裂型でゆくならば、明るい見通しは成立しそうもないことが充分関知できた。既定方針をあくまで主張すれば、教養部の独立も当然見送りとなる公算も充分考えられた。本学文理学部は、特に地方子弟の進学が圧倒的に多いので、この県民の要望を少しでも満たして、急増を緩和するためにも、この際、非分裂型でゆき、教養部独立に踏みきり、明年度実施を目指すこと、即ち名を捨て実をとるの態度に出るべきか、甚だ微妙な段階にあると考えるので、諸先生方も以上の点、充分御納得の上、最後の御決意をお願いしたい。以上、学長・文理学部長・事務局長の統一見解であることを申し添える。

この「見通し」を受けて、当日の15日、17日と審議が継続され、その間に学科会議等行われた。17日、理学科が、いわゆる「大文理学部」の方向で進むことは致し方ないが、改組の際に講座数増設要求を貫徹するようにしたい、そして将来はやはり「理学部」独立を目指したい、との説明したうえで、出席者全員が、やむなく「大文理学部」でゆかざるを得ない、ということで同意した。

学部長は、ただちに学長にその旨を連絡した。定数増加の要求数等についても検討されたが、文部省は学生20名増加につき教官1名増の方針だった。

7月、今後、改組の概算要求のしかたの技術的方法については両評議員と両学科長と学部長への一任が了承された。

8月、文部省省議で、文理学部の拡充と教養部の独立とが内定した。

移行する教官の確定など教養部設置に向けての準備が進められ、昭和42(1967)年2月「設立準備委員会」が設置された。

富山大学教養部設立準備委員会規則

(設置)

第1条 富山大学に富山大学教養部設立準備委員会(以下「本会」という。)をおく。

(目的)

第2条 本会は、学長の諮問に応じ、教養部の設立に関し、次の事項を審議する。

- (1) 教官の人事に関する事項
- (2) 規則等の作成に関する事項
- (3) 教育課程の作成に関する事項
- (4) その他教養部設立に関する必要な事項

(構成)

第3条 本会は、次の職員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 各学部から選出された教授 各1名
- (4) 文理学部および文理学部併任教授のうち学長の指名する者若干名
- (5) 事務局長
- (6) 学生部長

(議事)

第4条 学長は、会議を招集し、その議長となる。

2. 学長に事故あるときは、学長の指名する委

員がこれに代わる。

第5条 本会は構成員の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

2. 議事は、出席者の過半数をもって決する。
可否同数であるときは、議長がこれを決する。

(専門分科会)

第6条 本会に専門分科会をおく。

2. 専門分科会に関する必要な事項は、細則に定める。

(幹事)

第7条 本会に幹事5名をおく。

2. 幹事には、庶務課長、会計課長、施設課長、学生課長および厚生課長をもってあてる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、事務局および学生部で処理する。

附則

1. この規則は、昭和42年2月17日から施行する。
2. この規則は、富山大学教養部が設置された日をもって廃止する。

教養部の正式発足が昭和42年6月ころと見込まれていたため、それまでの間は、これまでの現状通り、文理学部長の責任のもとで一般教育の授業を開始する予定であった。

だが法律改正をまずして省令改正という措置がとられ、暫定予算案で4月1日から発足することになった。

教養部設置を受け、以後10年間、文理学部の拡充から、2学部独立へのあゆみが続けられることになる。